

特定乳児等通園支援事業者の確認について

【本案件の趣旨】

令和8年4月1日に施行される改正後の子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定により、利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、市の子ども・子育て会議の意見をお聴きする必要があるとされています。よって、現在認可済みの事業者における確認上の利用定員の設定について、ご意見をお聴きするものです。

令和7年度に認可した施設において、以下のとおり利用定員を設定する予定です。

施設名称	総数	(参考)		
		0歳	1歳	2歳
KENTO ひまわり園	2名	1名	2名	2名
せつつあそびまち遊育園	3名	0名	3名	3名
つるのひまわり園	2名	1名	1名	1名
正雀愛育園	3名	1名	1名	1名
一津屋愛育園	3名	1名	1名	1名
とりかいひがし遊育園	3名	1名	3名	3名

※利用定員とは、一時間あたりに受入れ可能な最大人数をさします。